令和６年度
第３回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会
次　　第

日　　時：令和７年３月２１日（金）
　　午前１０時～
場　　所：修徳ビル　中会議室

１　開　　会

２　議　　事

（１）入札契約制度にかかる検討状況について

３　閉　　会

［ 配布資料一覧 ］

資料　入札契約制度にかかる検討状況について

資料

入札契約制度にかかる検討状況について

令和6年度 第3回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会
令和7年3月21日

入札契約制度にかかる検討状況について

確認事項　第2回委員会における審議内容と方向性・・・・・・・・・・・・Ｐ １

検討事項１ 入札参加資格制度のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ ２

検討事項２ 発注時の入札参加要件のあり方について・・・・・・・・・・Ｐ ３
（１） 発注の規模や金額の区分等について
（２）等級混合の発注枠について

検討事項３ 総合評価落札方式 制度改定の方向性について・・・・Ｐ ５
（１）地域業者の災害時対応力の強化について
（２）令和6年度 入札契約制度改定後の実施状況について

今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ １7

【確認事項】第2回委員会における審議内容と方向性

1. 入札参加資格制度のあり方について

（1）工事及び業務の申請業種について、県内市町村の大勢に合わせる

・工事は建設業法の29業種程度、業務は5業種程度に再編
・県と市町村の入札参加資格申請の共同化に向けた改定
・全国的な実績データベースの活用により、業種の詳細な分類は不要

（2）登録業種の上限数を撤廃

・専門工種については建設業許可を有する県内事業者であっても入札参加資格申請が少ない傾向
・災害時に県外業者に発注せざるを得ない場合も多く想定され、県内専門工種の業者育成は重要な課題

（3）技術者要件（格付け基準）については全て削除

・経営事項審査の評価項目と重複しており、撤廃しても同様の格付け結果が得られる。
・個別工事の品質確保についても影響はない。
・技術者要件は経営事項審査においても評定値全体の20%を占めており、技術者確保のインセンティブも一定働く。

（4）主観点項目のうち、経営事項審査の評価項目と趣旨が重複する項目は全て削除（公契約条例関連項目を除く）

・入札参加申請手続きの共同化を念頭に可能な限り簡素化

→ 【検討事項1】主観点項目について

（5）その他本県特異項目（格付け基準）についても全て削除

・特定建設業許可　‥個別の入札参加要件として設定することで対応
・資本金　　‥経営事項審査の評価項目と重複
・昇級条件　　‥新規参入の障壁となる可能性

（6）申請項目・その他の添付書類入札参加資格申請の共同化を見据え、可能な限り簡素化

・入札参加資格申請手続きの共同化・システム化を見据え、可能な限りの簡素化が必要

2. 発注時の入札参加要件のあり方について

（1）発注規模や金額の区分等（金額の引き上げ）について

（2）等級混合の発注枠の扱いについて

→ 【検討事項2】発注時の入札参加要件のあり方について

（3）地域要件については、競争性に留意しつつ継続

・地域保全事業の発注状況及び契約状況については、価格帯に偏りはなく、特定事業者への受注の集中もない。
・周辺市町村の有資格者を含めることで概ね適正な競争が確保されている。

検討事項Ⅰ　入札参加資格制度のあり方について

（Ⅰ）主観点項目について（検討事項）

ⅰ　他制度において評価している項目と趣旨が重複する項目は削除

【具体の項目】表彰等（総合評価落札方式において評価している項目）

ⅱ　公契約条例関連項目、緊急維持業務・雪寒対策業務、暴力団排除については継続

➡ 格付け結果に対してほぼ影響が無い点については継続検討

現行：格付け基準（土木一式・建築一式・舗装）			方向性	
技術者要件（技術職員数）			経営事項審査の評価項目と趣旨が重複	廃止	確認事項
資本金額					
総評定点	主観点	CPDS（土木・舗装）CPD（建築）、技術職員数（１級/２級/実務経験者）、労働福祉（退職一時金・企業年金両方への加入）、災害協定（奈良県との災害協定の締結）、災害出動（災害協定に基づく対応）、有形固定資産（工事用機械器具の保有）、建設業労働災害防止協会、資格新規取得（若手/女性/一般）			
		表彰等（叙勲褒賞等）、表彰等（県工事表彰）	他制度の評価項目と趣旨が重複	廃止（ⅰ）	検討事項
		奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録、障害者雇用（法定人数・雇用人数）、保護観察対象者等の雇用、協力雇用主登録	公契約条例関連項目	継続	
		緊急維持業務・雪寒対策業務、暴力団排除		継続	
		工事成績、入札参加停止措置（減点）		継続	
	経営事項審査総合評定値（Ｐ点）			継続	
許可区分（上位等級に特定工事業許可を義務付け）				廃止	確認事項
昇級条件（前回の格付け）					
その他（H30年以降格付けなしの者は原則最下位等級等）					

過去2回（※）の格付けにおける
シミュレーション結果

（ 格付けの変動状況 ）

業種	年度	変動なし	昇格	降格
土木	R6･7	80%	13%	7%
	R4･5	82%	12%	6%
建築	R6･7	74%	17%	9%
	R4･5	77%	14%	9%
舗装	R6･7	83%	5%	12%
	R4･5	83%	5%	12%

※R6･7年度、R4･5年度の格付け

検討事項2 発注時の入札参加要件のあり方について

（1）発注規模や金額の区分等について、近年の急激な物価上昇を勘案し引き上げる。

- 令和2年度までの建設物価上昇は緩やかなもの(※1)であったことから、発注規模や金額の区分等の見直しは行っていない。国土交通省においても同様の状況
- 国土交通省においては、近年の資材費等の急激な上昇(※2)に対応し、令和7年度より等級別の発注標準を見直す予定
- 引上幅は1.14倍（※3）を目処に検討

※1：平成11年度～平成27年度は平均0．7%、平成27年度～令和2年度は平均2%

※2：令和2年度～令和5年度：平均5%

※3：令和2年度の値を令和5年度の値で除した数値

（2）等級混合の発注枠は現行を継続

- 不調不落対策としての観点に加え、受注機会や競争性向上の観点を含めた検討を継続

【参考】発注基準の推移（土木一式・舗装）

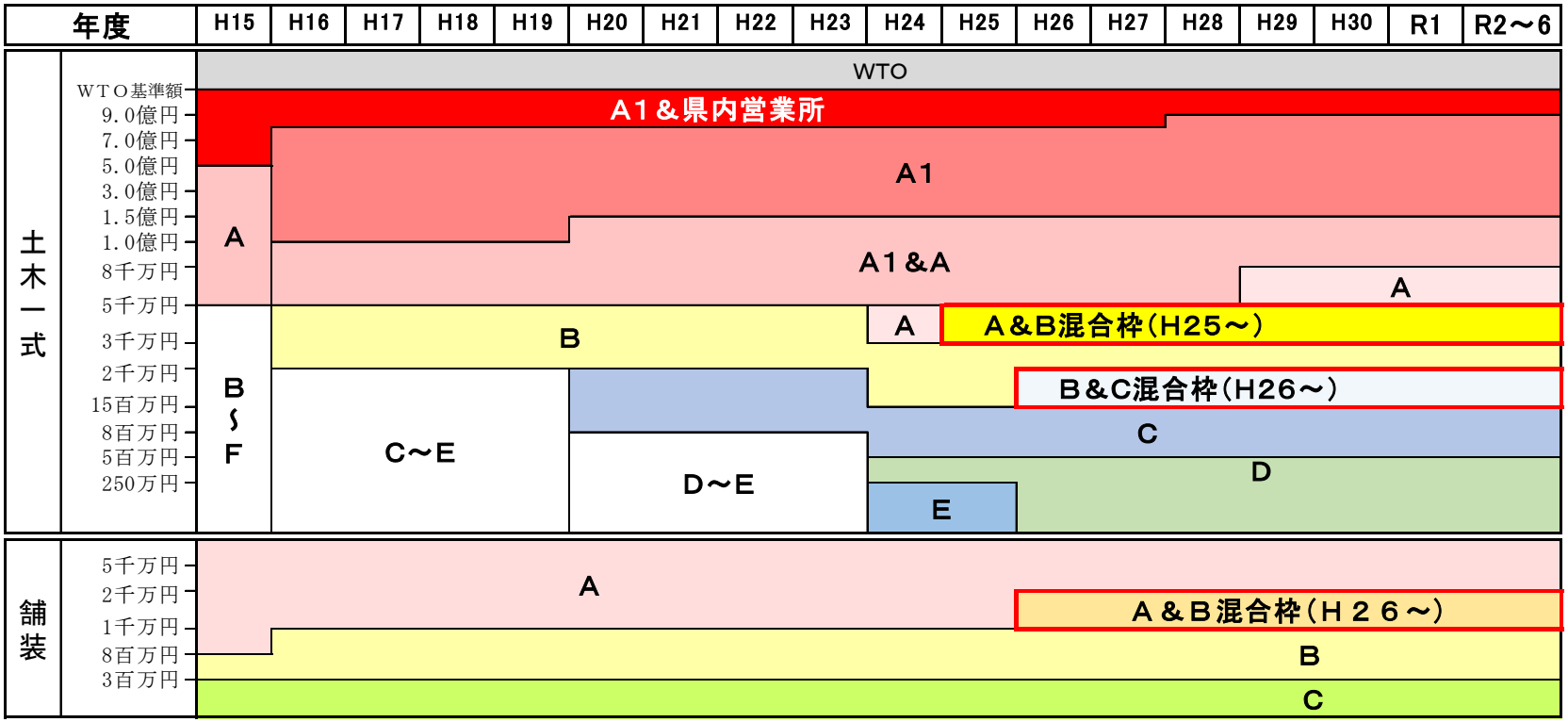

＜ 参考 ＞　国交省直轄工事における発注標準の見直し(案)　令和７年４月見直し予定

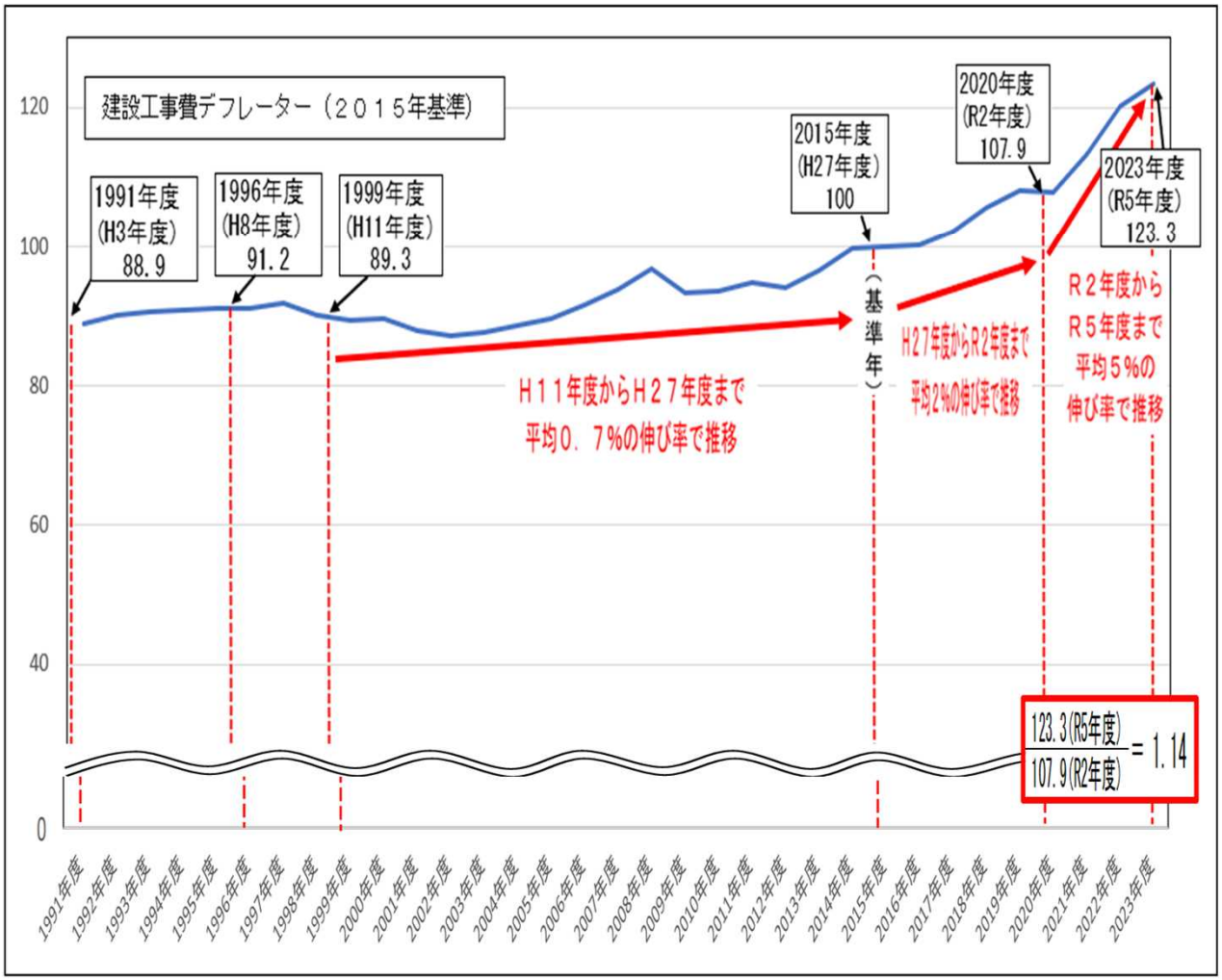

見直しの考え方

・発注標準は１９９９年（Ｈ１１年）に見直したが、その後、R元年までの建設物価上昇は緩やかなものであったことから、見直しは行っていない。
・近年（Ｒ２～Ｒ５）の急激な上昇に対応し今回見直しを行う予定
　⇒ 引き上げ幅（１．１４倍＝Ｒ５値／Ｒ２値）

見直し(案)

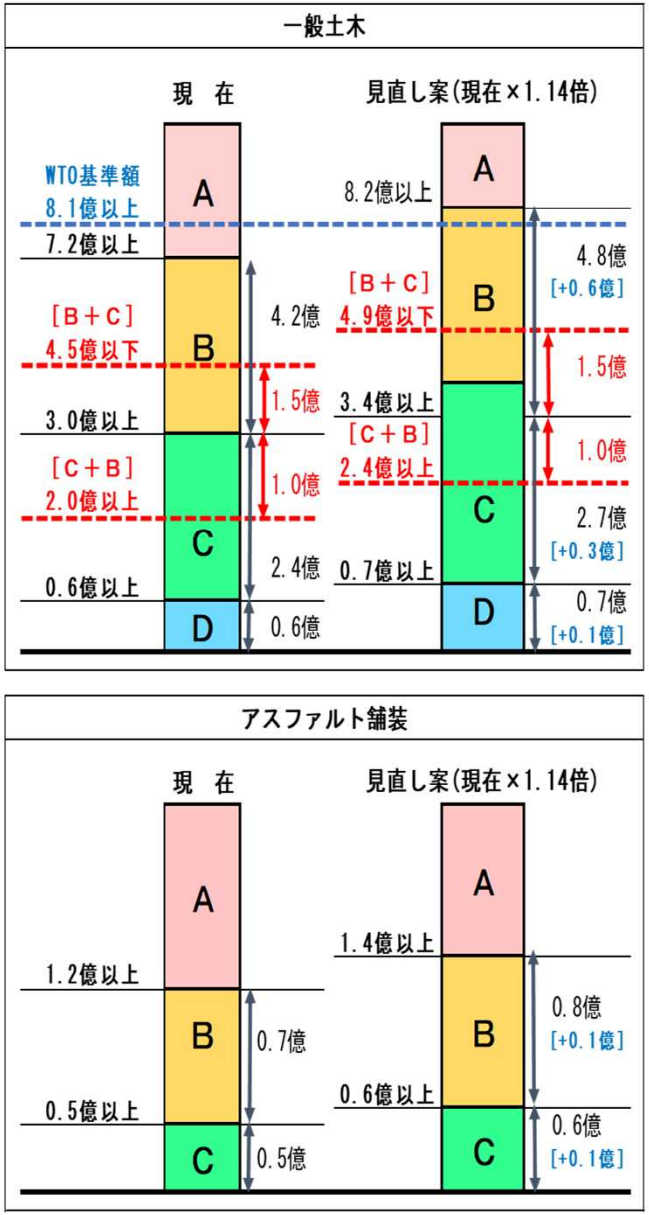

(1)地域業者の災害時対応力の強化

第2回　委員会資料
再掲

○県内企業の状況

【調査対象】令和5年度に竣工した、請負金額3千万円以上の土木、1千万以上の舗装工事

県内企業での施工

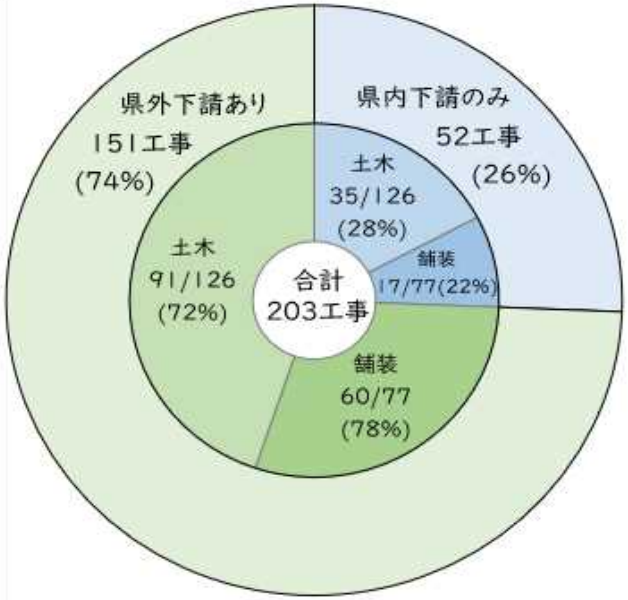

・203工事のうち県内企業のみでの竣工は、52工事(26%)
うち、自社施工(下請なし)は土木で4工事のみ

下請企業の所在

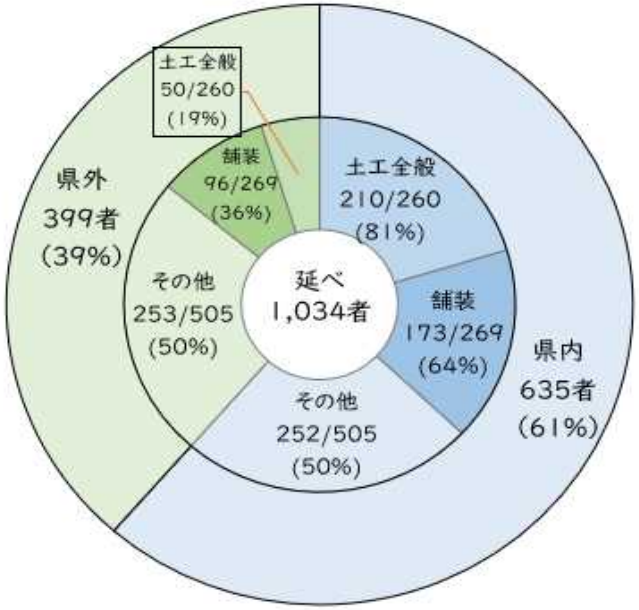

・203工事に対し下請企業は1,034者(重複あり)
うち、635者(61%)が県内企業
(ひとり親方(県内)19者を含む)

法面工における下請企業の所在

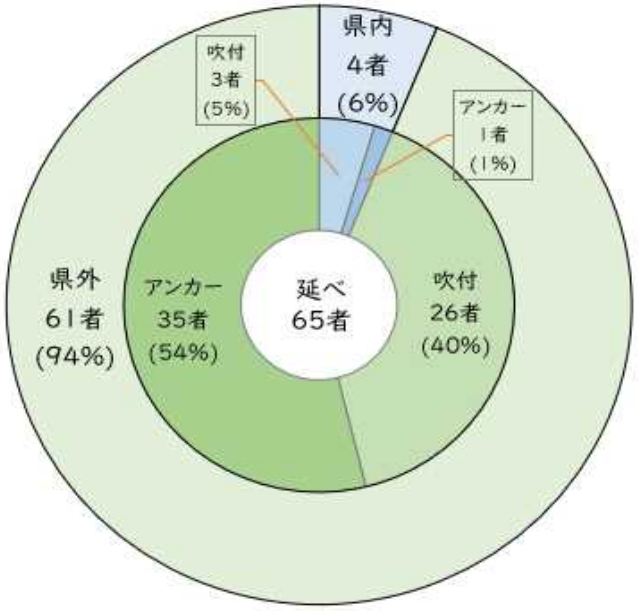

・法面工種(吹付・アンカー)の下請企業は65者(重複あり)
うち、県内企業は4者(重複あり)のみ

・下請企業延べ1,034者のうち、重複企業を除くと461者
・県内の全下請企業延べ635者のうち、重複企業を除くと257者
・法面工種の下請企業延べ65者のうち、重複企業を除くと31者、うち県内企業は3者

・下請企業の39%が県外であり、法面工では県外企業への依存が特に顕著(94%)

第2回　委員会資料
再掲

○県内企業の育成・災害時対応力の強化について

課題

下請企業（県外）への依存、災害対応のできる県内建設企業の不足

↓

方針

県民の安全・安心を守るため、「人や機械を有する自社施工能力の高い企業」や「地域の守り手（地域全体で施工能力を確保）」の育成・確保が必要

↓

【求める建設企業】

①自社施工（自社保有の建設機械と自社雇用の技能労働者）する意思と能力を有する企業
②下請企業を含めて、地域全体として施工能力を向上させる取組を実施する企業
③災害時等に必要となる工種（法面工等）の施工能力（技術力、建設機械）を有する企業

↓

取組の方向性

【求める建設企業】の育成・存続を促す入札契約制度改定等

第2回　委員会資料
再掲

○他の都道府県での取組事例について

1.「専門工種（法面工、舗装工）の入札参加資格」において条件を設定

・「専門工種の自社施工や、資格を有する自社雇用技能者の配置」を入札参加資格の条件とする（岩手、福井、鳥取　等）

・県内で専門工種の施工可能な企業を確保・育成し、災害時対応力の向上図る

2.「県内企業のみ工事実施」を、総合評価において加点

・「自社施工や県内下請企業の活用」を優位に評価（兵庫、福井、三重、山口、愛媛　等）

・日頃から自社施工能力の向上および県内企業を積極活用を優位に評価することで、地域全体として技術力、災害時対応力の向上を図る

3.「専門工種に要する人材や建設機械の保有等」を、総合評価において加点

・「法面工や舗装工に関する建設機械の保有、資格を有する自社雇用技能者の配置」を優位に評価（愛媛、高知、佐賀　等）

・専門性の高い工種について、県内企業の迅速な対応力を向上を図るため、専門工種に対する技術力向上、建設機械保有等を優位に評価

○「災害時対応力の強化」に向けた取組

取組①

土木工事において「県内企業の活用」を総合評価落札方式で評価

取組②

舗装工事において「舗装用建設機械の保有状況」を
総合評価落札方式で評価

※法面工事については、県内企業の活用を促進するとともに、
入札契約制度以外の取組についても、今後検討する

取組① 土木工事において「県内企業の活用」を総合評価落札方式で評価

○ 土木工事（企業・技術者評価型-地域防災力強化型-）において「県内企業の活用」を評価

例：企業・技術者評価型②
（地域防災力強化型）

企業の施工実績等	工事成績評定点
	表彰
	ISO認証取得
	建設機械保有状況
	県内企業の活用
	本店の所在地
	災害協定の締結

「県内企業の活用」とは

→**発注者が指定する工種**について、下記の取組を実施すること

・県内に本店を置く元請企業が、「自社で施工」を行う

・元請企業が「県内に本店を置く企業へ下請契約」を行う

取組② 舗装工事において「舗装用建設機械の保有状況」を総合評価落札方式で評価

○舗装工事において「舗装用建設機械の保有状況」を評価

例：企業・技術者評価型②

企業の施工実績等	工事成績評定点
	ISO認証取得
	同種工事実績
	本店の所在地
	舗装用建設機械 保有状況
	災害協定の締結
	受注工事量

「舗装用建設機械の保有状況」とは

→発注者が指定する建設機械について、
自社で保有、もしくは長期リースをしていること

例：アスファルトフィニッシャー

例：ロードローラー

(2) 令和6年度 入札契約制度改定後の実施状況について

①総合評価落札方式の実施件数[経年の推移]

総合評価落札方式の年度毎の実施件数

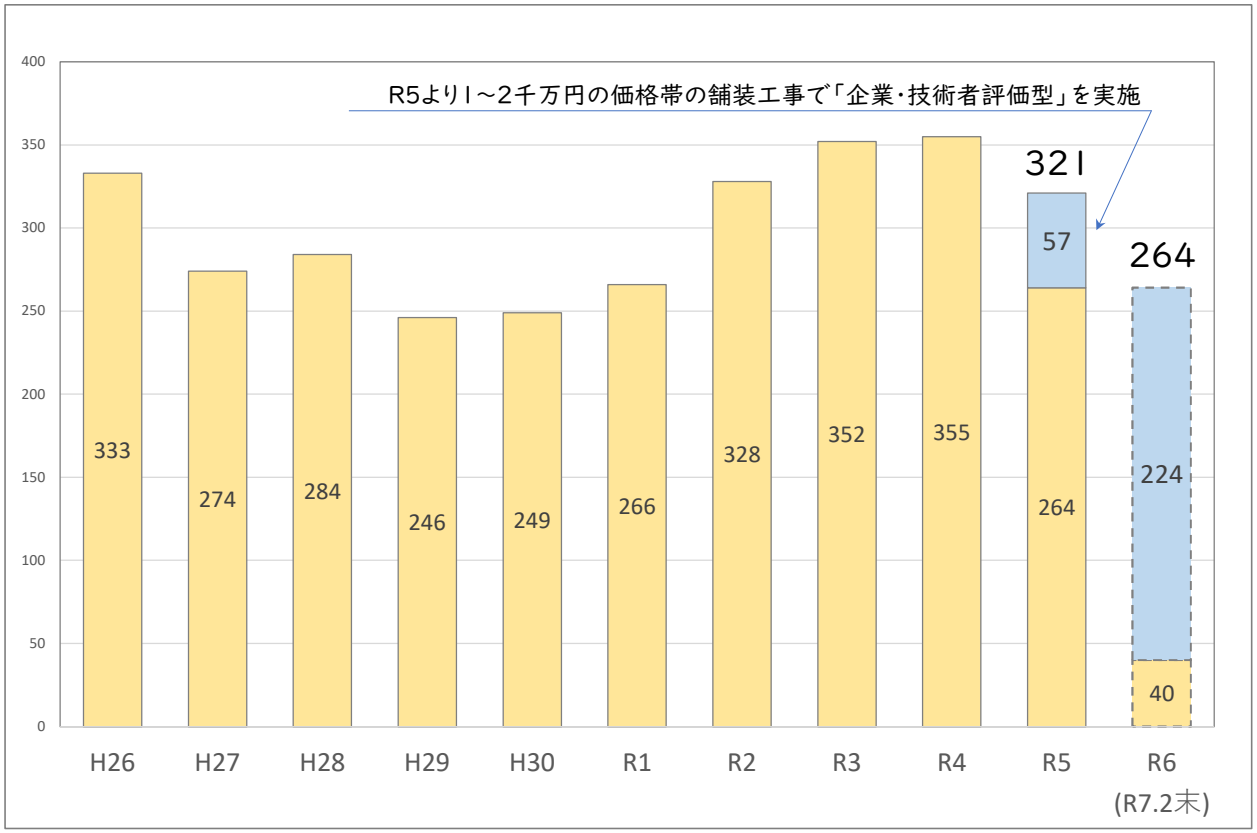

・・・技術提案評価型
・・・企業・技術者評価型

※ 件数は 県土マネジメント部以外の部局を含む
※ R6年度は2月末迄の開札済み件数

【件数シェア(令和6年6月～令和7年2月)】

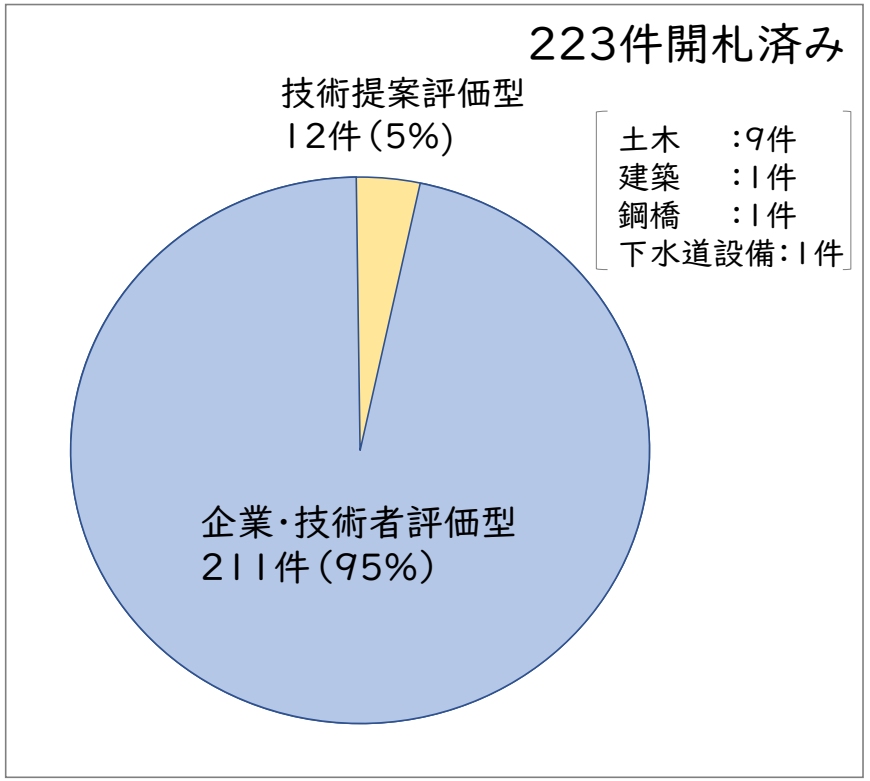

R6.6以降の公告工事より
「技術提案評価型」中心から「企業・技術者評価型」
中心へ制度を変更

制度改定後の工事発注は例年の8割程度。改定当初は受発注者とも不慣れであったことから、今後の見通しを判断するデータとしては、ある程度の検証期間が必要

②平均落札率・平均調査基準価格率

（県土マネジメント部、土木一式、3千万円以上）

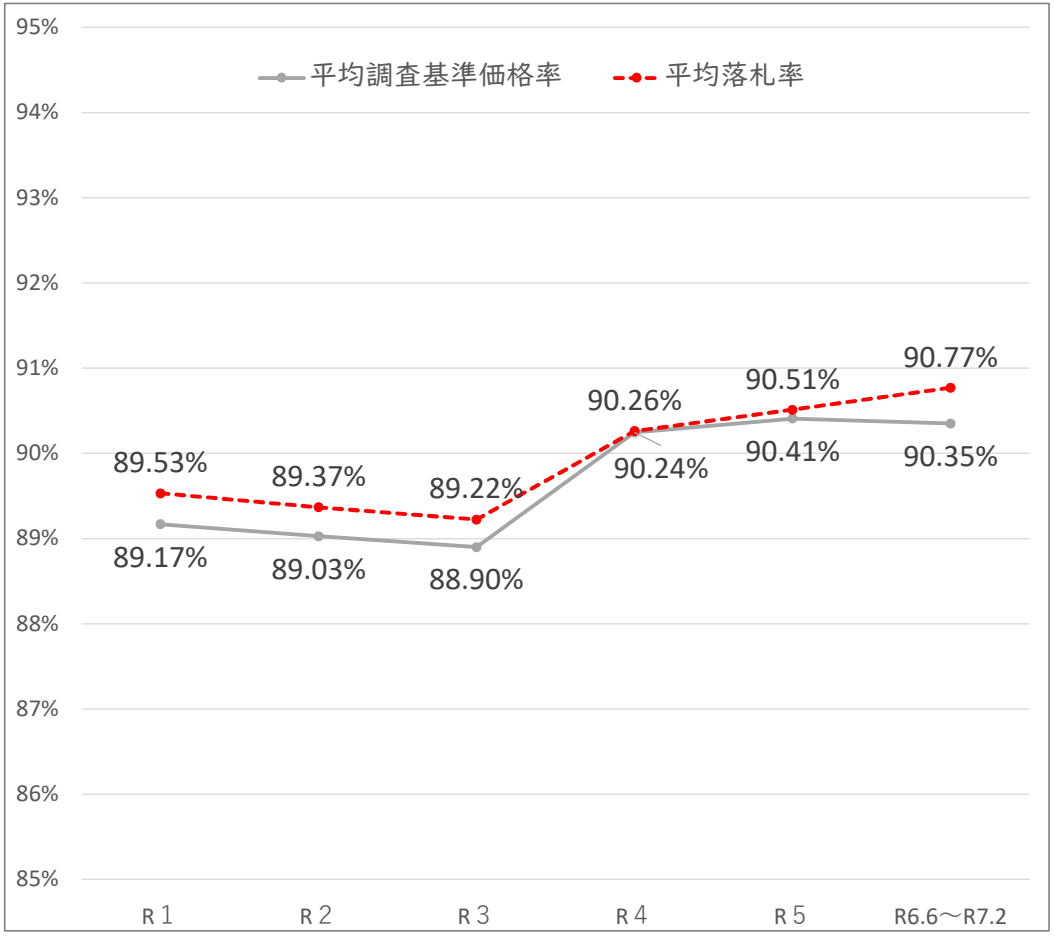

（県土マネジメント部、舗装、1千万円以上）

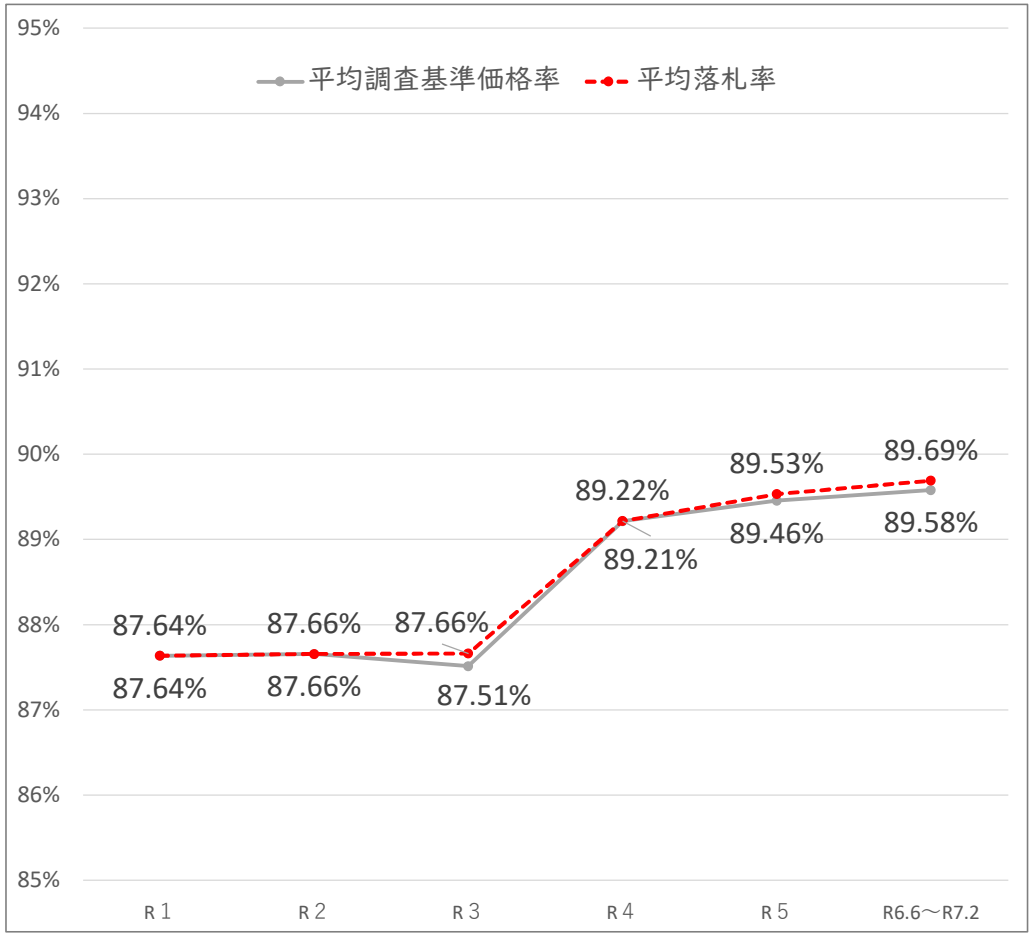

（参考）　平均落札率＝各工事の「落札価格／予定価格」を平均したもの
平均調査基準価格率＝各工事の「低入札調査基準価格／予定価格」を平均したもの
※　入札率には辞退、無効を除き、失格（予定価格超過、低入札で辞退等）を含む。
※　R6年度は6月以降に公告し、令和7年2月末迄に開札した工事が対象

土木一式工事では、平均落札率が前年より上昇（積算がばらついている）
舗装工事では、平均落札率の変化は微小（工種が少なく、積算が土木一式に比べ容易）

③落札者の受注回数

【県土マネジメント部、土木一式、3千万円以上の発注工事】

受注件数	R4年度		R5年度		R6年度（R7.2）	
	受注者	割合	受注者	割合	受注者	割合
1件	46者	（52%）	40者	（56%）	40者	（54%）
2件	28者	（31%）	17者	（24%）	23者	（31%）
3件	8者	（ 9%）	10者	（14%）	6者	（ 8%）
4件	3者	（ 3%）	1者	（ 1%）	4者	（ 6%）
5件	2者	（ 2%）	2者	（ 3%）	1者	（ 1%）
6件	1者	（ 1%）	1者	（ 1%）		
7件	1者	（ 1%）				
合計	89者	（100%）	71者	（100%）	74者	（100%）

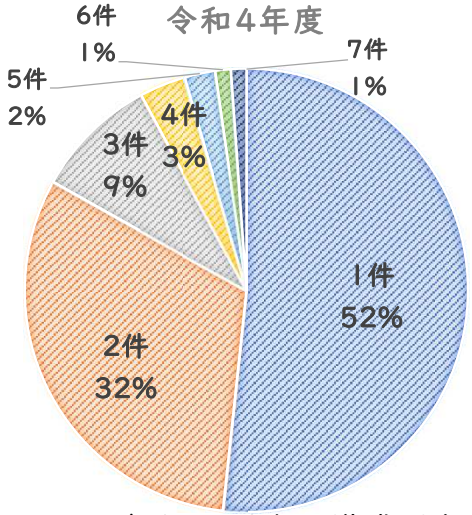

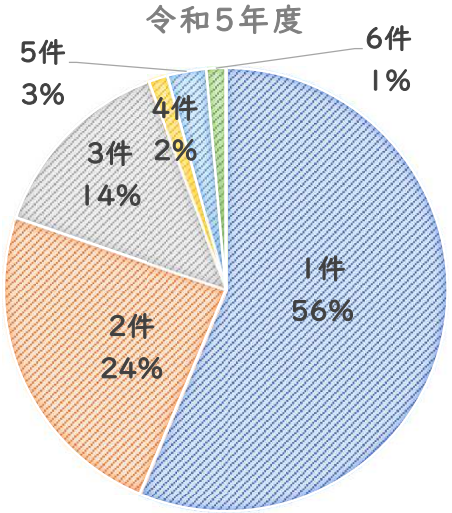

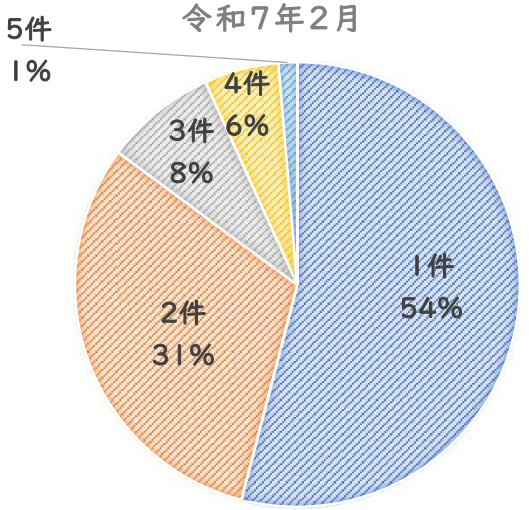

※　JV契約の場合は構成員毎で計上

※ R6年度は6月以降に公告し、R7年2月末迄に開札した工事が対象

昨年度までと比較して、受注者のかたよりは見られない

④企業チャレンジ評価型の受注状況［土木一式］

（県発注工事への新規参入企業など施工実績に乏しい企業の受注機会の拡大を目的とした型式）

■実施結果

1．参加・落札状況

※ R6年度は6月以降令和7年2月末迄の件数

年度		R5年度	R6年度
工事件数		5	11
参加状況	延べ入札参加者数（1件あたり）	62 (12.4)	108 (9.8)
	総合評価初参加者数（土木）（1件あたり）	2 (0.4)	7 (0.6)

※ 初参加とは、過去5年間に総合評価（3千万円以上、土木一式）への参加が無い

2．落札企業の過去の受注状況

工事名	企業名	直近の受注状況
工事①	A者	R4年度受注あり
工事②	B者	R3年度受注あり
工事③	C者	R2年度受注あり
工事④	D者	R1年度受注あり
工事⑤	E者	R2年度受注あり
工事⑥	F者	R1年度以降受注なし
工事⑦	G者	R5年度受注あり
工事⑧	H者	R4年度受注あり
工事⑨	I者	R1年度以降受注なし
工事⑩	J者	R4年度受注あり
工事⑪	K者	R1年度以降受注なし

■令和6年度実施内容

3千万～1億円の価格帯の土木一式工事で実施

評価項目		配点
企業の施工実績等	国・市町村の施工実績　［新規項目］（土木一式工事）	1
	ISO認証取得	0.5
	有資格者の配置　［新規項目］（1級土木施工管理技士や技術士等）	1
	本店の所在地	2
	災害協定の締結	1
	受注工事量　［変更項目］（前年の6/1～公告日の前日まで）	3
合計		8.5

［受注工事量の評価内容］

評価対象期間の受注件数0件　3点
評価対象期間の受注件数1件　2点
評価対象期間の受注件数2件　1点
評価対象期間の受注件数3件以上　0点

※R6年度の評価対象期間
R5年6月1日から当該工事の公告日前日まで

実施結果1.より、総合評価落札方式に初参加する企業が増加している
実施結果2.より、近年受注していない企業の受注が増加している

⑤低入札価格調査の実施状況

R6年6月以降の公告工事より、総合評価落札方式を採用する工事は、低入札価格調査の調査基準価格を事後公表へ移行

【工事件数（２月末時点）】

開札件数	２２３件	
低入札発生件数	１４７件	（６６％）
低入札調査実施件数	９件	（　６％）

【参考】R5年度の実施状況

工事件数	321件
低入札発生件数	1件
低入札調査実施件数	1件
入札応札者数	3,006者
低価格入札者数	1者
失格者数	1者

【入札応札者数（２月末時点）】

入札応札者数	１,６４９者	
低価格入札者数	４０３者	（２４％）
うち辞退者数	３８９者	（９７％）
低入札価格調査資料提出者数	１４者	（　３％）
うち低入札価格調査者数	１１者	※調査は、評価値1位の者のみを実施
失格者数	１１者	

全体の24%の入札者が調査基準価格未満の価格で入札している

そのうち11者で低入札価格調査を実施

⑥課題

開札～契約までの期間

総合評価落札方式（企業・技術者評価型）
のスケジュール

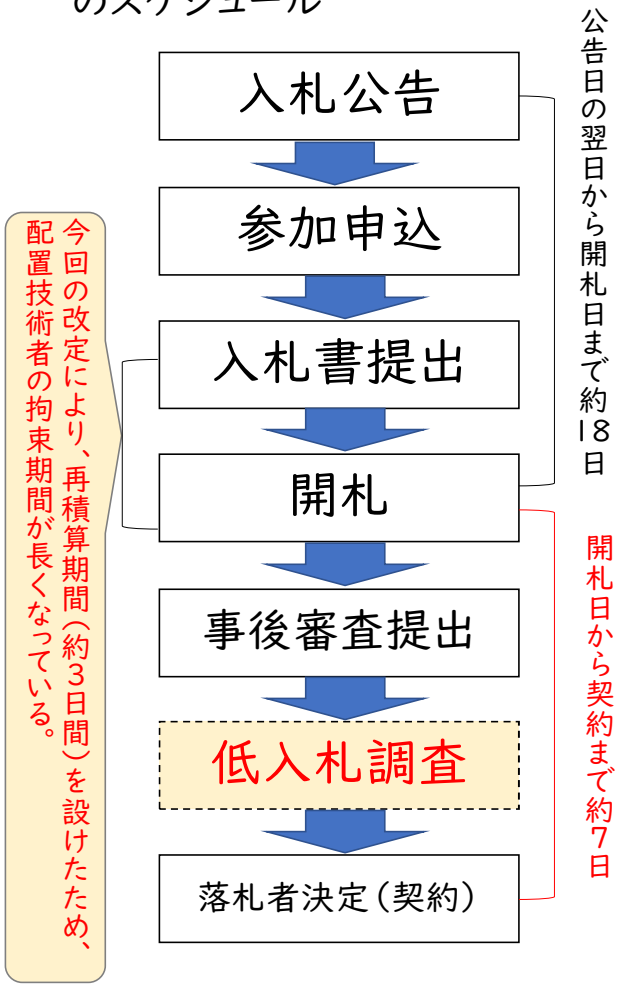

※日数は、土日祝日除く
（開庁日カウント）

【６月以降の状況】

低入札価格調査を実施しない場合：約７日

※R5年度の実績：約5.5日

低入札価格調査を実施する場合　：約１７日

※最長：26日、最短：１３日

最長：「竜田川　矢板護岸工事」
低価格入札者3者の調査実施

課題

- 契約までに時間を要し、予定工期が確保出来ない
- 低入札価格調査で失格となった場合、次順位の企業の技術者が他の現場に既に配置され、候補者がいない（不調の恐れあり）

ダンピング対策については、国や他都道府県の対策を参考に、今後施工体制確認型などの検討を行う

今後の進め方

○当委員会でいただいたご意見をふまえて、制度改定（案）を作成し、
「奈良県建設工事等入札・契約制度委員会※」において制度改定内容を決定し、
運用を開始

※建設工事等に関する競争入札及び契約制度について、改善すべき事項を検討し、
一層の適正な運用を確保するため、県に設置している委員会　（会長：副知事）

○改定の影響について、引き続き検証しながら必要に応じて見直しを検討

○検証結果について、関係団体や当委員会のご意見をいただきながら、
継続的に入札契約制度の見直しを実施